

上尾市消防本部告示第1号

上尾市消防活動用空地等に関する設置基準を次のように定める。

令和4年2月1日

上尾市消防長 矢部 広 巳

上尾市消防活動用空地等に関する設置基準

1 趣旨

この基準は、中高層建築物の建築を行う場合におけるはしご自動車（屈折はしご自動車を含む。以下同じ。）の進入路及び消防活動用空地（以下「消防活動用空地等」という。）の確保に関し必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この基準において、次の(1)から(3)までに掲げる用語の意義は、当該(1)から(3)までに定めるところによる。

- (1) 中高層建築物 地階を除く階数が4以上の建築物又は高さが15メートル以上の建築物をいう。
- (2) 進入路 はしご自動車が車道から消防活動用空地までに至る経路をいう。
- (3) 消防活動用空地 はしご自動車消防活動（上尾市警防規程（令和3年上尾市消防本部訓令第6号）第2条第5号に規定する消防活動を行うための区域をいう。）を行うための区域をいう。

3 消防活動用空地等の設置基準

(1) 進入路の設置基準

ア 有効幅員（車道の幅員及びその両側の路肩（L型側溝、有蓋コンクリート側溝等で車両通行上支障がないものに限る。）の幅員の合計をいう。以下同じ。）が4メートル以上であること。ただし、電柱、道路標識等の工作物を道路内に設置するときは、当該工作物が設置されている部分は、有効幅員に含めないものとする。

イ 構造が総重量25トンのはしご自動車走行するのに十分な地盤の許容支持力を有するものであること。

ウ 進入路の上空に設ける通路、アーチ又はこれらに類する工作物等が

あるときは、高さ4メートル以上の空間を確保すること。

エ 進入路が交差し、又は屈曲するときは、その交差し、又は屈曲する部分について、進入路隅切り参考図（別図1）に基づき、隅切りをすること。

(2) 消防活動用空地の設置基準

ア 非常用進入口、バルコニー又はベランダ（以下「バルコニー等」という。）側に設けること。

イ はしご自動車の中心から建築物の外壁面までの水平距離が10メートル以内で、かつ、最上階のバルコニー等の手すりの高さ^と地盤面の角度が75度以内となる位置を確保すること。

ウ 幅が6メートル以上で、かつ、長さが12メートル以上であること。

エ 構造が(1)イに規定する基準を満たすものであること。

オ 縦断勾配及び横断勾配が5パーセント以下であること。

カ 消防活動用空地の周辺及びその周辺の上空にはしご自動車のはしごの伸梯^{てい}及び旋回の障害となる架空電線等の工作物並びに樹木等が設置されていないこと。

キ 消防活動用空地標示参考図（別図2）に基づく路面標示がされていること。

4 代替措置

消防活動用空地等の設置者（中高層建築物の建築を行う事業者をいう。）は、中高層建築物の構造、配置又は敷地の形状により、3(2)に規定する消防活動用空地の設置基準に適合する消防活動用空地が確保できないときは、次に掲げるいずれかの措置を講じなければならない。

(1) 別図3による上下操作型避難ハッチの設置

(2) 開放廊下の両端から避難上有効なバルコニー等への進入経路（2階以上の全ての階に設置し、及び各階において有効幅員が0.7メートル以上のものに限る。）の確保

5 その他

この基準に定めるもののほか、消防活動用空地等の確保に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。